

平成19年度に配分される原料血漿の標準価格の考え方

<基本的考え方>

日本赤十字社では輸血用血液の確保と原料血漿の確保が並行して行われているが、人員をはじめ施設、装置等は兼用されている。このため、これらを明確に切り分けることは困難であるが、採血関連業務の中で、原料血漿の確保のために必要と考えられる部分について費用を積算し、原料血漿の価格を計算する。【原価計算方式】

- 血漿成分採血は、必要経費を積算。但し、献血全般に共通する事項や他の献血者にも同様に広く行われるサービスに係る経費を除く。
- 全血採血及び血小板成分採血は、主として、赤血球製剤及び血小板製剤を製造するために行われることから、原料血漿の確保に係る費用の一部に限定して積算。
(ただし、赤血球製剤の白血球除去の導入に伴い原料血漿の製造に生じた費用、並びに、原料血漿の確保のため新鮮凍結血漿から転用するために生じた費用を含むこととする。)

1 凝固因子製剤用

(1) 原料血漿の配分量

配分量は、確保目標量と同量の97万リットル(A)とする。

(2) 価格の算定方法

原料血漿97万リットルの確保から供給までに必要な経費を積み上げ、この必要経費の総額を97万で除し、5%の消費税を加えて1リットルの単価(B)とする。

(3) 算定の根拠

日本赤十字社が提出したデータを使用することとし、材料費等（材料費、人件費、経費、輸送保管費等）の単価（C）については平成16年度及び17年度の平均を使用する。

（なお、白血球除去を導入したことにより、全血採血及び血小板成分採血において1採血当たりの原料血漿量の減少を考慮。）

(4) 採血方法別の原料血漿の配分量

各採血方法別の確保量の割合で97万リットルを按分し配分量（D）とする。

確保量の割合は平成16年度及び17年度の平均とした。

$$\text{計算式 : } B = \sum (C_n \times D_n) / A \times 1.05 \\ (n \text{ は採血方法を示す。})$$

2 その他の分画用

血液凝固第VIII因子製剤が製造できない点を考慮して、凝固因子製剤用から所要額を割り引くものとする。昨年度と同様に、両者の現行価格の割合により価格を設定する。（10円未満切り上げ）

3 中間原料

前年度標準価格に凝固因子製剤用原料血漿の価格改定率を乗じ新価格とする。（10円未満切り上げ）